

埼玉工業大学大学院工学研究科  
課程博士学位審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の課程博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

1. 原著論文業績

- 一 研究期間内に少なくとも二報の原著論文（ここでいう原著論文とは、博士論文を構成する原著論文をいう。）が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士学位論文審査委員会および当該学生の所属する専攻の合意が得られた場合、**業績の一部に**、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 三 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。

2. 英語審査

前号の1に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

3. 修得単位

大学院学則に規定された単位を修得済あるいは修得見込であること。

4. ディプロマ・ポリシー

各専攻がディプロマ・ポリシーにおいて定める要件に適合すること。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科  
論文博士学位審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の論文博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

#### 1. 原著論文業績

- 一 少なくとも五報の原著論文が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。  
原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者を first author とする原著論文として、学位審査申請までの3年間に学術誌に一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および委員会の主査が所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。

#### 2. 英語審査

前号の1に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

#### 3. 研究経歴

- 一 学部卒業者にあっては卒業後7年、博士前期課程又は修士課程修了者にあっては修了後5年以上を経過していること、又は博士後期課程もしくは博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学していること。
- 二 前号によらないときは、当該分野で7年以上の研究歴を有すること。
- 三 審査委員会は、学位申請者が大学院博士前期課程又は修士課程未修了者のときは、筆記による学力試験を最終試験で行うことがある。

#### 4. ディプロマ・ポリシー

各専攻がディプロマ・ポリシーにおいて定める要件に適合すること。

#### 5. その他

本基準の1から4に記載のない事項については、研究科教授会で審議するものとする。

附則 この基準は、平成25年11月18日から施行する。